外

(県例規集登載)	に関する規程の一部改正	における選挙運動用自動車の使用等の公営	〇 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙	【選挙管理委員会】	(県例規集登載)	規則	○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する	【規則】	目次	L 以 分 幸	可以良义。
			選挙管理委員会				税務課		担当課(室)	 	到 山 県
											次
											担当課
											室)

◎岡山県規則第四十三号

0 部を改正する規則を次 のように定め

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

正する。 県税条例施行規則 (昭和二十九年岡 山県規則第六十三号) \mathcal{O} 部を次

第一 コポンニンテロンゴ

第十七条の二の表四の 項中 「法人事業税・ 地方法· 人特 別税の申告納 付期限延長 0

「法人事業税の申告納付期限延長の承認通知書」 に改め、

付期限延長の 取消 変更 通知 \mathcal{O} 項中 「第十五条第四項」を 「第十五条の二

地方法人特別税の申告納付期限延長

0

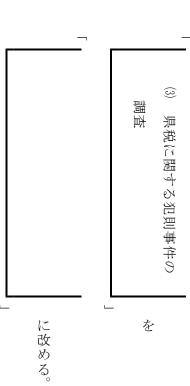
変更

同表 九の項中 に改め、 同表八の項中 「法人事業税の徴収 「第十五条第四項」を 猶予 (期間延長) 「第十五条の二の二第二項」 の取消

徴収猶予の取消通知書」 同表十の項中 地方法人特別税

認通知書 「法人事業税の 更正請求不承認通知書」に改める。

様式第二号裏 「(昭和34年法律第147号) 7第5 や「(昭和29年岡山県規則第63号) 「(岡山県税条例施行規則」



を

法人事業税の申告納付期限延長の

取消

「又は地方法

98 様式第三十二号中 「第314条の9」 ど、 「場合は, 「欄は、 」に改める。 「還付し、 を「灩/汰, 「遠付し, 「行った」 に、 を 「強は、 「行った」 を 「巻は, 「第314条

に改める。 様式第三十三号中 「第314条の8」を 「第314条の9」 に、 「還付し、 を 「還付し,

≕ 民

様式第三十四号中 地方法人特別税 汝 \succ 税の更正請求不承認通知書 を 法人事業税 法人県民税

≕

正請求不承認通知書 あった法 地方法人特別税」 稅 を せした 法人事業税」 法人県民税

る。

方法人特別税等に関する暫定措置法 様式第四十三号中 法人事業税の申告納付期限延長の承認通知書 「法人事業税・地方法人特別税の申告納付期限延長の承認通知書」 (平成20年法律第25号) 第11条] を削る。 「又は地

様式第四十四号中 法人事業税・地方法人特別税の申告納付期限延長の

人特別税等に関する暫定措置法 (平成20年法律第25号) 第11条の規定に基づく法人事業

税・地方法人特別税」 を 「の規定に基づく法人事業税」

取 治 変 浬 を 取 溢 変 浬 に改める。

様式第四十七号中 様式第四 十八号中 「法人事業税の徴収猶予 「第15条第4項」や 「第15条の2の2 (期間延長) の取消し通知書」を「 第2項」 に改める。

鐭

					法人事業税の徴収猶予の取消通知書				
					に、				
額		詳	政		0		4	遒	垃
					を				
	額	消	展	9		4	滔	Ţ	海
					に改める。				

様式第五十五号、 様式第六十号から様式第六十二号まで及び様式第七十五号中

様式第九十三号中 「第30条の3」 「第30条の2」 に改める。

様式第九十五号中 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者 29以降) を

様式第九十七号か ら様式第百一 号までの規定中 「個人(法人) 番号」を「法人番号

」に改める。

様式第百四号中 「第750条第1項」 「第750条第1項ただし書」 に改める。

附則

(施行期日)

正規定並びに次項の規定は、 十の項の改正規定並びに様式第三十四号、 この規則は、 公布の日から施行する。 平成二十九年四月一 ただし、 様式第四十三号及び様式第四十四号の 日から施行する。 第十七条の二の表四の 項、 五の項及

(経過措置

前項ただし書に規定する規定の施行 した事業年度に係る地方法人特別

税に 規定の適用については、 9 1 て のこの規則による改正前 \mathcal{O} 岡山県税条例施行規則(以下「旧規則」という。)

当分の この 規則 の施行の際、 の規則による改正後の岡 現に発行され 山県税条例施行規則様式第二号による徴税吏員 ている旧規則様式第二号による徴税吏員証

旧規則に定め る様式 (様式第二号を除く。) による用紙は、 当分の 所要の調整

をして使用することができる。

◎岡山県選管告示第五十六号

山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の (平成六年岡山県選管告示第十一号) の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十八日

凹山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 五

様式第四号その一備考4中 「15,300円」を「15,800円」 に改める。

様式第五号備考4中 「7円30銭」 を「7円51銭」に、 「365,000円+ 4 円88銭」を

「375,500円+5円2歳」に改める。

「301,875円+510円48銭」を「310,500円+525円

「557,115日+26日73銭」を「573,030日+27日50銭」に改める。

様式第七号その二別紙備考1中 に改める。 「310,500円+525円6銭」に、 田2年」に改め、 「7円30銭」を「7 同様式その三別紙備考2中 「557,115円+26円73銭」 円51銭」に、 「573,030円

附則

この告示は、公布の日から施行する。